



副

## 育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書

事業所整理記号		被保険者証の番号				
7.年金手帳の基礎年金番号		イ.被保険者の氏名		被保険者の生年月日		ウ.種別
		(フリガナ)		大正		1・2・3
		(氏)	(名)	昭和		5・6・7
		平成				
エ.養育する子の氏名		オ.養育する子の生年月日		カ.育児休業等を終了した年月日		キ.従前の標準報酬月額
(フリガナ)		年	月	日	年	月
(氏)	(名)	平成			平成	
						健 千円
						厚 千円
報酬月額				シ.支払基礎日数20 日以上月の報酬 月額の総計	改定年月	ソ.備考 遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月
ク.算定対象月の報酬支 払基礎日数	ケ.通貨によるもの の額	コ.現物によるもの の額	カ.合計			
月	日	円	円	円	年	月
月	日	円	円	円	入.平均額	セ.修正平均額
月	日	円	円	円	円	円
決定後の標準報酬月額		以上のとおり標準報酬が決定されたので通知します。				
健	千円	平成 年 月 日				
厚	千円	[ 確 認 印 ]				
事業所所在地 (事業主) 事業所名称 事業主氏名 様 電話番号 ( )						

## 【審査請求及び再審査請求制度について(健康保険法第189条・192条規定)】

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(東京社会保険事務局内 東京都新宿区西新宿2-4-1)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この処分の取消の訴えは、再審査請求の判決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、判決を経なくても提起できます。この訴えは、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、判決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。